

# 一人ひとりの声を

国と自治体に届けよう



## 愛知学童保育連絡協議会

「一人ひとりの声を国と自治体に届けよう」は、2021年と2022年の2年かけた取り組みです。折り返し地点にきた、これからの1年は、1つひとつの課題を深掘りし、実態を明らかにして、国や市町村へ伝えていく取り組み、寄せられた地域の情報を共有し、学びを深める取り組みにしていきます。内容をピックアップしてお知らせしていくことにしました。コロナ禍ということもあり、学童保育の施設に関する問題がより浮き彫りになり、さまざまな声が届いています。「学童保育指導員の待遇・職場・仕事内容」についての第1弾に続き、今回は、「学童保育の施設」についてをテーマにあげていきます。



6月・7月は  
「学童保育の施設」について

Pick up!

### 「みなさんの学童保育所はどんな施設？」

#### 施設面積は十分ですか？

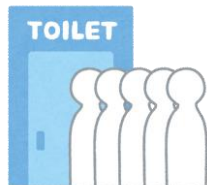


「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、学童保育には生活の場、静養する場としての「専用区画」が必要とされ、その広さは子ども一人あたり、**1.65㎡以上**とされています。また、「専用区画」は、利用者の生活の場としての機能が十分に確保される場所であることが必要であるため、事務室、便所等は含まれません。

※次のページの「面積の基準を知ろう！」を参考にしてください。



外遊びは  
できますか？



トイレ手洗い場は  
足りていますか？

目的別の  
部屋はありま  
すか？



食事のみを  
するスペース

静養スペース



職員の事務を  
するスペース  
など

# 面積の基準を知ろう！

保育所(児童福祉設最低基準)

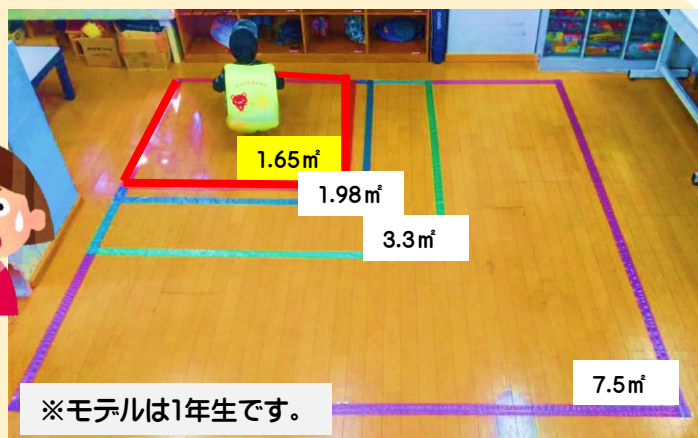
乳児室(0.1歳児) 1.65㎡/1人

ほふく室(0.1歳児) 3.3㎡/1人

保育室・遊戯室(2歳児以上) 1.98㎡/1人

屋外遊戯室(2歳児以上) 3.3㎡/1人

国の基準が、  
乳児室の基準  
と同じ！



※国際比較として、スウェーデンでは、乳児・幼児の面積基準は 7.5㎡/1人です、

「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」の「施設・設備」に関する項目の概要として、【生活室・プレイルームは子ども1人につき、1.98㎡以上、生活室とプレイルームを共用する場合は、3.96㎡以上。静養室は8㎡以上で、子どもが休養できる設備・備品を整える。屋外の遊び場として、330㎡以上のボール遊びができる広さがある、もしくは専用もしくは近くに同程度の広さで遊べる場所を確保すること】と、全国学童保育連絡協議会発行の「学童保育ハンドブック～適切な運営の判断基準～」(28頁を参考)には掲載されています。

## 学童保育施設や環境の課題を考えましょう

学童保育は、1人ひとりの子どもにとって、安心ができ、のびのびと放課後の生活を過ごせる施設である必要があります。毎日「ただいま！」と帰ってくるところが、一時的に借りた場所であったり、日々変わるといことでは、子どもの生活の場にはなり得ません。そのためにも専用施設が必要であり、また遊びや静養を保障する空間であることや、必要な設備が設置される必要があります。

施設の問題は、子どもの生活環境や指導員の労働環境そのものに大きく関わってきます。指導員や保護者が、学童保育の現状の施設や環境について、「子どもたちの放課後の生活を守り、豊かな生活を送ることができるものになっているか」共に考え、改善に向けて課題を明らかにしていきましょう。

## それでは、一人ひとりの声を届けてみましょう！



お1人何回でも投稿可能です。

<https://forms.gle/kmFu3dYDJAAcECiX7>

みなさんの声は、Googleフォームを用いて集約します。画像をクリックするか、URLをクリックして、フォームより入力ください。

みなさんの声をおまちしています  
一人ひとりの声で、これからの学童保育の未来をつくりましょう。



説明動画



パート1



パート2

YouTubeの説明動画です  
ぜひご視聴ください。

お問い合わせ:

愛知学童保育連絡協議会

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7-308

TEL 052-872-1972

Email aichigakudou@gakudou.biz



県連協HP

